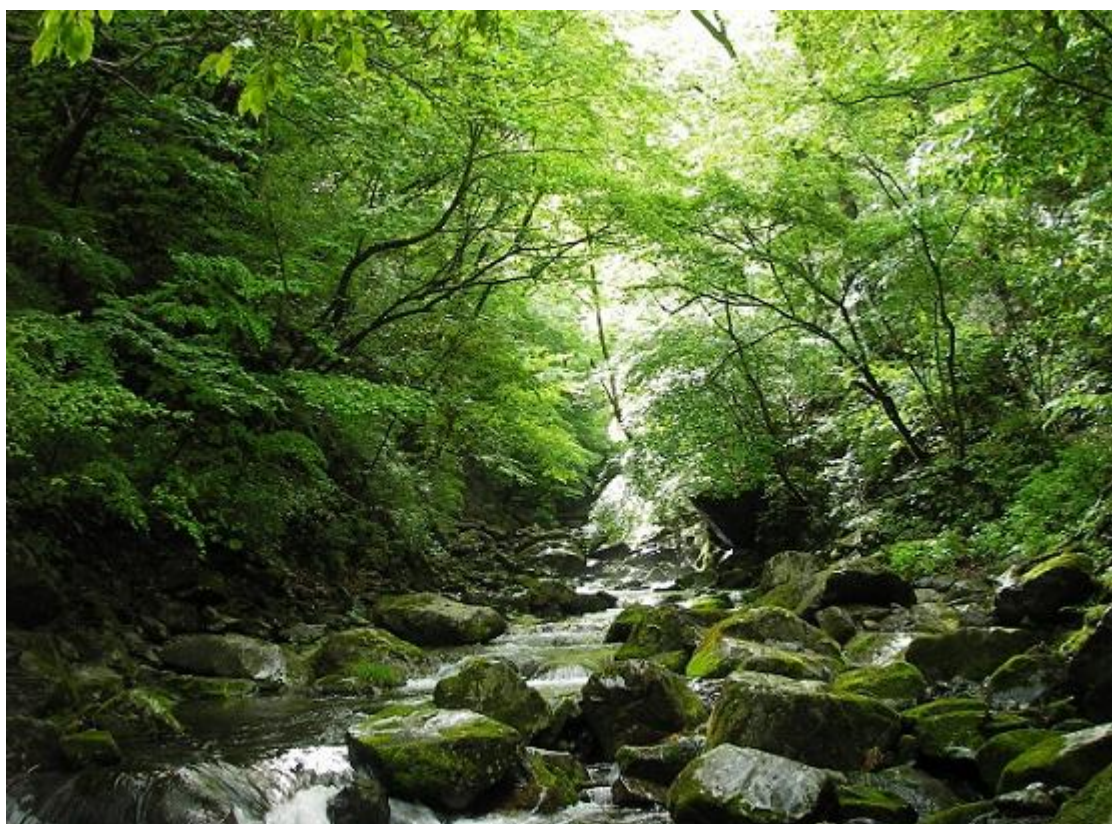


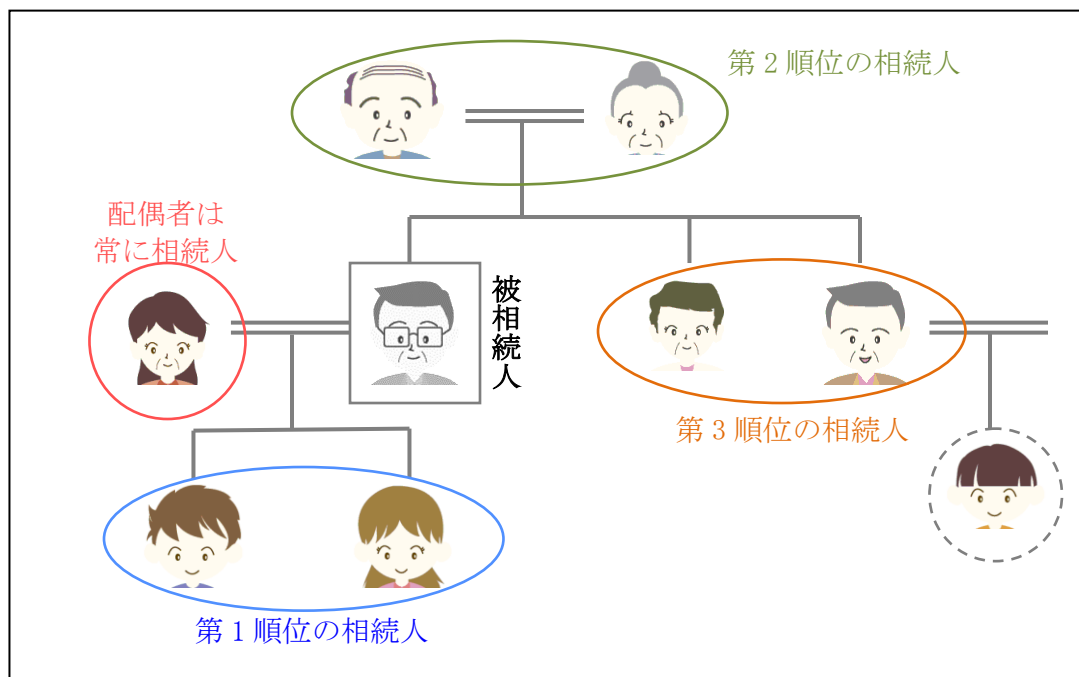
# 相 続 ・ 遺 言

～ 心安らかな人生のエンディングを迎えるために ～



# 相続入門

## 相続人の範囲



配偶者	配偶者は常に相続人になります。離婚した場合は相続人にはなりません。
子	被相続人の子は、第1順位の相続人です。子が1人でもいる場合は、次順位の親や兄弟は相続人にはなりません。 被相続人と血縁関係があればよいので、配偶者と血縁関係になくても相続人になります（連れ子の場合）。 また、養子や認知を受けた子、被相続人より先に子が死亡した場合のその子（被相続人の孫。）は、相続人になります。
親	被相続人に子がいない場合、被相続人の親が相続人になります。親が1人でもいる場合は、次順位の兄弟は相続人にはなりません。
兄弟	被相続人に子も親もない場合、兄弟姉妹が相続人になります。 被相続人と血縁関係があればよいので、異父母の兄弟（前妻との間の子など。）も相続人になります。 被相続人より先に兄弟が死亡した場合のその子（被相続人のおい・めい。）は、相続人になります。

## 相 続 分



配偶者

 $\frac{1}{2}$ 

子

 $\frac{1}{2}$ 

配偶者

 $\frac{2}{3}$ 

親

 $\frac{1}{3}$ 

配偶者

 $\frac{3}{4}$ 

兄弟姉妹

 $\frac{1}{4}$ 

- ※ 上記は、いずれも法定相続分。遺言や遺産分割協議で変更することができます。
- ※ 子や親、兄弟が複数人いる場合は、相続分をその人数でさらに分割します。
- ※ 配偶者がいない場合は、相続分全部を相続人の人数で分割します。
- ※ 婚姻関係にない男女の間の子（非嫡出子または婚外子。）の相続分は、実子の2分の1になります。
- ※ 異父母の兄弟は、父母を同じくする兄弟の相続分の2分の1になります。

## 遺 留 分

遺留分とは、配偶者や子、親（孫や祖父母なども含まれます。）が有する、相続財産の一定割合のことです。兄弟には遺留分は保障されていません。



これは、特に配偶者や子の生活を保障するために、法律（民法）が特別に認めた権利であり、遺言によって相続分が減らされた場合などに、この遺留分権を主張することになります。

遺留分は、遺留分権利者が任意に主張できます。遺留分の主張を受けた相続人などは、現物または金銭に見積もった額を提供することになります。

## 相続～相談事例～



先日、母が他界しました。相続の手続きのため、母の戸籍を取り寄せたところ、以前に、離婚をして、子がいることが分かりました。私の兄弟に当たる人とは面識もないのですが、どのように相続の手続きを進めたらよいのでしょうか。

相続が開始したら、まず被相続人の出生からお亡くなりになるまでの戸籍を取り寄せ、それを基に相続人を確定します。あなたの場合、母のみを同じくするご兄弟がいらっしゃることが判明したということですね。その方もお母様の実子に変わりはありませんので、相続人になることでしょう。

この場合、そのご兄弟の戸籍の附票を取り寄せることで、現在の住所を知ることができます。その住所宛てに、まずはご連絡してみたいはいかがでしょうか。

その後、ご兄弟との間で遺産分割協議を行うこととなりますが、疎遠であったことから、協議がまとまらないかも知れません。その場合は、法定相続分で分割するか、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てるなどの方法があります。そのまま放置すると、場合によってはさらに相続が開始するなどして、相続関係が複雑になるおそれがあります。

相続の手続きのため、亡くなった母名義の預貯金を解約しようとしたところ、銀行に、相続人全員の実印の押印のある書類と印鑑証明書を持参するように言われました。



銀行などの金融機関では、個人名義の口座について、その個人の方がお亡くなりになったことを知ると、口座を凍結します。これは、相続人が勝手に預金の引き出しを行うことを防ぐためのようです。口座が凍結されると、入金や引き出しはもちろん、公共料金等の自動引き落としもできなくなります。

この凍結を解除するためには、銀行所定の様式に相続人全員が実印を押印し、その印鑑証明書と被相続人の戸籍が、一般的に求められています。したがって、遺産分割協議がまとまらない間は、他の相続人の協力が得られず、長い間凍結されたままとなることもあります。

そこで、遺言書において、遺言執行者を指定しておくことで、この遺言執行者が相続人全員を代理して、口座に関する手続きを行うことができるので、遺言書を準備する場合は、遺言執行者の指定を併せて記載するとよいでしょう。

夫が亡くなり、私と幼い息子1人が遺産を相続することになりました。私と息子との間で遺産分割協議を行えばいいのでしょうか。



相続人が2人以上いる場合は、原則として、その全員が遺産分割協議を行うこととなります。

ただし、未成年者（20歳未満の未婚の方。）は、単独でこの遺産分割協議に参加することはできず、親権者などに代理してもらう必要があります。

しかし、ご主人を亡くし、奥様と子が相続人である場合、両者は相続に関して、法律上の利益が相反する立場になり、親権者であるお母様が子を代理することはできません。これは、たとえ、遺産のすべてを子が相続するとした場合であっても、この利益相反の立場は変わらないものとされています。

この場合は、家庭裁判所において、特別代理人の選任の申立てを行い、その特別代理人が子を代理して、お母様と遺産分割協議を行うこととなります。



父の遺産について、借金の方が多いことが分かり、相続の放棄をしたいと思いますでしたが、借金の存在を知る前に遺産を少し使ってしまった。相続の放棄はできるのでしょうか。

相続人は、相続の放棄をしようとするときは、相続の開始があったことを知ったときから3ヶ月以内に、家庭裁判所において手続きをしなければなりません。ただし、この間に遺産を処分すると、単純承認（遺産を無限に相続すること。）したものとみなされ、相続の放棄はすることができなくなります。遺産の処分とは、例えば、不動産や自動車、株式などの名義変更、高価な遺品の形見分けなどです。

とはいえ、通常の葬儀費用の支払い、生命保険金や遺族年金の受取り、市場では換金性に乏しいような遺品の形見分けなどは、遺産の処分に該当しないものとされています。

なお、被相続人の生活歴などから、借金を有しているとは考えられないと信じるにつき相当な理由があるときは、3ヶ月を超えても相続の放棄をすることができる場合があります。

## 相続開始後の諸手続き

		必要な手続き	期 限	手続き窓口
	被相続人の死亡			
7 日 以 内	お葬儀	死亡届	死亡後7日以内	市区町村役場
4 ヶ 月 以 内	初七日	遺言書の検認		家庭裁判所
		相続人の調査 (戸籍の取り寄せ)		本籍地の 市区町村役場
	四十九日	生命保険金の請求		保険会社
		遺産の調査		
		相続の放棄、限定承認	相続開始後3ヶ月以内	家庭裁判所
		所得税の準確定申告	相続開始後4ヶ月以内	税務署
10 ヶ 月 以 内	法要	遺産分割協議		
		相続財産の名義変更 (不動産、自動車など)		法務局 運輸支局 など
		相続税の申告納付	相続開始後10ヶ月以内	税務署

## 戸籍入門

### 戸籍

戸籍とは、日本国民の身分事項（出生、婚姻、家族構成、死亡など。）や本籍地などが記載された公的な証明書です。外国人（日本国籍を有しない者。）は、日本人と結婚または養子縁組をするか、日本国籍を取得（帰化）しない限り、戸籍には記載されません。

戸籍は、主に、相続に関する手続きの際に取り寄せることが多いでしょう。その他、自身の家系のルーツを調べる際にも利用できます。

### 戸籍の種類

種類	使用期間	説明
明治5年式	明治5.2.1～明治19.10.15	いわゆる壬申戸籍。すでに法的な廃棄処分がなされており、取得することはできません。
明治19年式	明治19.10.16～明治31.7.15	壬申戸籍とともに、家の単位で編製された戸籍です。戸主を筆頭者に、配偶者や子、母（場合によっては父も）、兄弟、甥姪などが含まれています。
明治31年式	明治31.7.16～大正3.12.31	
大正4年式	大正4.1.1～昭和22.12.31	
昭和23年式	昭和23.1.1～現在	現在使われている戸籍です。夫婦の単位で編製されています。 平成6年から戸籍のコンピューター化が行われ、横書きで記載されるようになりました。

### 戸籍の取り寄せ方

本籍地の市区町村役場の戸籍を取り扱う部署（戸籍課、住民課など。）に、交付の請求をします（窓口または郵送。）。市町村合併などで現存しない本籍地は、事前にインターネットで調べるか、役場に問い合わせるといいでしょう。

手数料の支払いは、窓口の場合は現金で、郵送の場合は、ゆうちょ銀行で取り扱っている定額小為替で行います。

## 遺言入門

### 公正証書遺言

公正証書遺言とは、遺言者が公証人の前で遺言の内容を伝え、その内容を公証人が公正証書として作成する遺言のことです。

遺言書の原本は公証役場において保管され、コンピュータ化により全国の公証役場で遺言書の有無を確認することができます。

また、公証人の前で遺言書を作成するため、遺言書の改変や遺言意思の有無についての争いなど、後のトラブル防止に効果が期待できます。

デメリットとしては、少なくない費用を要することや、証人 2 人の立ち合いが必要であることなどです。



### 自筆証書遺言



自筆証書遺言とは、法律の定める方式によって、遺言者が任意に作成する遺言書のことです。

定められた方式とは、全文、日付、氏名を自書し押印することですが、これによらない遺言書は無効になります。日付は特定できるものでなければなりません。「吉日」や年月のみの記載は無効となる可能性が大きいです。反対に、「還暦の日」、「〇〇オリンピックの開催日」などすることは可能とされています。

遺言書には、相続財産の配分やその方法、相続財産の目録、祭祀の承継者（仏壇やお墓の管理を引継ぐ人。）などを記述します。

また、遺言書には付言事項を付け加えることが望ましいです。付言事項とは、遺言書を書いた経緯や理由、葬式の方法や献体を希望する旨、親族への感謝の気持ちや家業の発展などについて、遺言者の最後の想いを書き記すものです。この付言事項は、法的な効力は認められませんが、後の相続人の中の争いを防止するものとして、記述することが望まれています。

自筆証書遺言の場合は、相続が開始した後、相続人は遺言書を持参して、家庭裁判所において検認の手続きをしなければなりません。



## 遺言～相談事例～

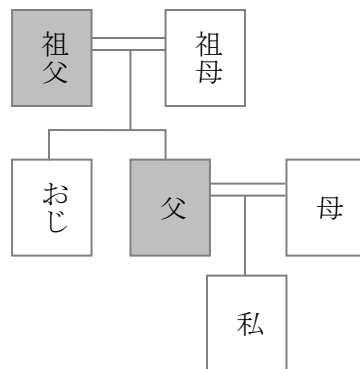


祖父は遺言書で、私の父に全財産を相続させる旨を記載していましたが、祖父と父は交通事故によって同時に亡くなりました。この場合、孫である私が財産を相続することができますか。

家族関係を右図に示すとおりとした場合、おじい様の相続人は、おばあ様とお父様ご兄弟の3人になるところ、遺言によって、お父様のみが全遺産を相続することになります（遺留分は除きます）。

ところが、交通事故によって、同時にお亡くなりになると、お父様への遺言の効力は無効になる可能性が高いと言えます。この場合、法定相続分どおりに、おばあ様が2分の1、おじ様とあなたが4分の1ずつを相続することになります。

このような場面を回避するために、遺言書には、相続させるつもりであった相続人が先に死亡した場合の、次の譲り先（例えば、お孫さんや、お子さんの配偶者など）を指定しておくことが望ましいことになります。



私は生涯、結婚もしておらず、両親もすでに他界しました。兄弟とは疎遠のため、近所の親しい知人に財産を譲りたいと思っていますが、どのようなことに注意をすればいいのでしょうか。

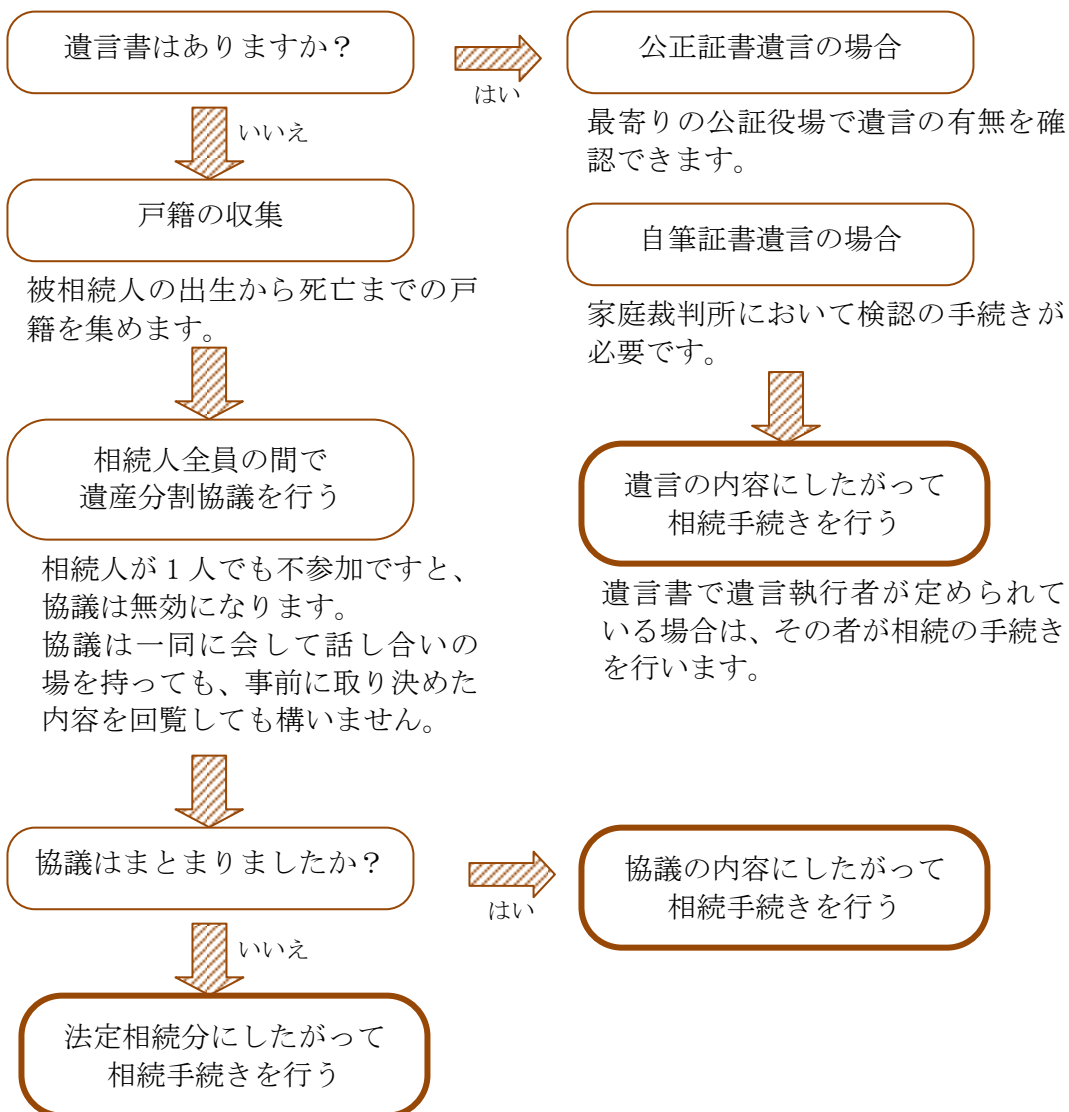


相続人でない第三者（親しい知人など）に、遺言で相続財産を譲ることを、遺贈（いぞう）といいます。遺贈は、どなたに対してでもすることができます。

あなたの場合、相続人はご兄弟の方のみ（ご兄弟が亡くなっている場合は、おい、めいを含む。）のようですので、知人に財産を遺贈すると、ご兄弟は何ら相続財産を引継ぎません。ただし、その知人が遺贈について何らかの手続きを必要とするとき（不動産の登記手続きや銀行の預金の解約など）、相続人であるご兄弟が、その手続きの実施義務者となります。この場合、何ら相続財産を引継がないにもかかわらず、手続きを知人の方と共同して行わなければならないとなり、ご兄弟の協力が得られない可能性があります。

これを回避するためには、知人に遺贈する旨を遺言書に記載するとともに、その知人を遺言執行者に指定しておくことが望ましいと言えます。

## 相続～手続きの概要・諸費用～



戸籍の収集	戸籍の謄本 1 通につき 450 円、その他の戸籍（除籍など。）の謄本 1 通につき 750 円が一般的です。 相続人の範囲にもよりますが、10～30 通ほど必要になる場合もあります。
遺言書の検認の手続き	遺言書 1 通につき 800 円。この他に切手代など。
遺言執行者の報酬	相続人のうちの 1 人や親しい方の場合は無償のときも。専門家の場合は、定額か相続財産の一定割合が一般的です。

## 遺言～手続きの概要・諸費用～

### 公正証書遺言

遺言の内容を決める



公証役場との打ち合わせ

遺言書の内容、公正証書を作成する日時の調整を、事前に行います。



証人とともに公証役場へ



公正証書遺言を作成

遺言者は、正本または謄本を受領します。公証役場は原本を保管します。

遺言書は、全国の公証役場でその有無を確認することができます。

### 自筆証書遺言

遺言の内容を決める



遺言書を作成する

自筆証書遺言の形式に従って作成します。遺言自体が無効とならないよう注意が必要です。また、付言事項も可能な限り記載することが望まれます。



遺言書を保管する

遺言書の保管として、金融機関などの貸金庫の利用が可能です。遺言書の存在を相続人に知らせておくべきかどうかは、個々の事情によって判断します。

### 公正証書遺言

公証人手数料

相続させる財産の額や相続人の数によります。3万円前後で済む場合から、10万円前後の場合もあります。

証人2人への謝礼

親しい方の場合は無償のときも。有償で依頼することも可能です。推定相続人や遺贈を受ける方は、証人にはなれません。

### 自筆証書遺言

作成費用

無料。専門家に依頼する場合は、定額か相続財産の一定割合が一般的です。

貸金庫の利用料

金融機関の場合、年間で1万円～2万5,000円前後です。

将来の備えとしての遺言  
“争族”に発展するかも知れない相続

まず何から手をつければよいのか  
迷ったり不安に思ったりすることも  
少なくないものと思います。

行政書士は、相続や遺言について  
専門的な知識を有する  
法律分野の国家資格者です。

地域に密着する街の法律家として  
相続や遺言に関する相談や手続きのサポートなど  
総合的な窓口として活動しています。


お一人おひとりの  
心安らかな人生のエンディングを  
迎えるために  
微細ながらもお役にたてれば幸甚です。

平成 25 年 4 月

## 伴 行 政 書 士 事 務 所

日本行政書士会連合会 登録第 11060334 号



行政書士／ 認知症サポーター 伴 将 史

電 話： (022) 220-0435

E-mail: info@office-ban.com

〒989-3204 宮城県仙台市青葉区南吉成 5 丁目 10 - 6